

所得税、市・県民税の 申告はお早めに！



■申告と納税の期限

▷所得税・贈与税…3月15日(火)

▷消費税と地方消費税…3月31日(木)

※所得税、消費税と地方消費税の納税は、便利な口座振替をご利用ください。

■確定申告会場

と き 2月16日(火)～3月15日(火)

午前9時～午後5時(土・日曜日を除く)

※年金受給者の人は、2月9日(火)から申告書の受付をします(土・日曜日、祝日を除く)。

ところ イオンモール鈴鹿2階「イオンホール」

※午前9時～10時の確定申告会場入口は、専門店街南入口のみになります。

※申告書の作成は時間を要しますので、午後4時までにご来場ください。また混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。

※上記の期間中、税務署で申告書の作成指導は行いません。

問合先 鈴鹿税務署(☎059-382-0351)

※確定申告に関するお問い合わせは、自動音声案内に従って「0」を選択してください。

鈴鹿税務署からのお知らせ

■贈与税の申告が必要な人

▷110万円を超える贈与を受けた人

▷次の特例の適用を受ける贈与を受けた人

- ・配偶者控除(控除額2,000万円)
- ・相続時精算課税(特別控除額2,500万円)
- ・住宅取得等資金の非課税(省エネ等住宅の非課税限度額1,500万円、それ以外の住宅の非課税限度額1,000万円)。ただし、住宅家屋の新築などに係る契約締結日が平成27年12月31日までに限る。

■スマート！確定申告

確定申告会場へ行かなくても、ご自宅のパソコンを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から“スマート”に申告書が作成できます。

メリット

▷作成した申告書を郵送、e-Taxで提出できます

▷確定申告期間中は24時間利用可能

▷自動計算機能により計算誤りの防止

▷データを保存しておけば翌年の申告でも利用可

※詳しくは国税庁ホームページ(URL <http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

1. 亀山市での申告相談の受付

受付場所・受付期間・受付時間

市役所

2月16日(火)～3月15日(火)(土・日曜日を除く)

午前8時30分～午後4時

※午前8時から番号札を配布します。

関支所

2月16日(火)～3月15日(火)(土・日曜日を除く)

午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分

※午前8時から番号札を配布します。

各コミュニティセンターなど

※相談日などは右表参照

ご注意ください！

青色申告をする人、不動産や株式などの譲渡所得がある人、住宅借入金等特別控除を受ける人、外国税額控除を受ける人、海外親族を扶養とする人、平成26年分以前の確定申告をする人は、必ず鈴鹿税務署による確定申告会場をご利用ください。

<各地区での申告相談日>

相談日	地区	時間	会場
2月1日(月)	白木	9:00～11:30	白川地区南 コミュニティセンター
	小川	13:30～16:00	小川地区 生活改善センター
	安知本 橘平尾	13:30～16:00	南部地区 コミュニティセンター
2月2日(火)	昼生	9:00～16:00	昼生地区 コミュニティセンター
2月3日(水)	川崎	9:00～16:00	川崎地区 コミュニティセンター
2月4日(木)	野登	9:00～16:00	野登地区 コミュニティセンター
2月5日(金)	神辺	9:00～16:00	神辺地区 コミュニティセンター
2月8日(月)	井田川	9:00～16:00	井田川地区北 コミュニティセンター
2月9日(火)	阿野田 菅内	9:00～16:00	東部地区 コミュニティセンター
	天神 和賀	13:30～16:00	和賀公民館
2月10日(水)	加太	13:30～16:00	林業総合センター

2. 所得税の確定申告が必要な人

対象者 次のいずれかに該当する人

事業・農業・不動産収入のある人 または土地や建物を売った人で	年間所得金額の合計額が所得控除（扶養控除、基礎控除等）の合計額を超える人
給与所得のある人で	給与等の収入が2,000万円を超える人
	年末調整済みの給与1カ所以外の所得金額が20万円を超える人
	給与を2カ所以上からもらっている人
公的年金のある人で	同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、土地などの賃貸料の支払いを受けている人
	公的年金等の収入金額が400万円を超える人
	公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円を超える人 源泉徴収されない年金（外国から受ける公的年金）がある人

※公的年金収入が400万円以下、かつその他の所得が20万円以下の人は確定申告が不要となりました。

※前年に確定申告をした人へ、税務署から確定申告用紙が随時発送されます。

3. 確定申告をすれば所得税が戻る人

次のいずれかに該当する人で、所得税が納め過ぎになっている人は、還付申告をすることができます。

- ▷ 給与所得または公的年金等に係る雑所得のみの人で、医療費控除、寄附金控除等を受けられる人
- ▷ 給与所得のみの人で、年末調整を受けていない人
- ▷ 総合課税の配当所得のある人で、所得控除の合計額が総所得金額の合計額を超える人
- ▷ 予定納税をしているが、廃業等により確定申告の必要がない人

4. 市・県民税の申告が必要な人

平成28年1月1日時点で亀山市に住所があり、次のいずれかに該当する人。ただし、所得税の確定申告書を提出される人は、市・県民税の申告は不要です。

- ▷ 事業所得、農業所得、配当所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、一時所得または山林所得がある人
- ▷ 勤務先から給与支払報告書の提出の無い人
- ▷ 医療費控除など各種控除の申告をする人
- ※前年中の所得がない人は申告の必要はありませんが、証明書交付、国民健康保険税などの算定や軽減に必要なため、申告書の提出をお勧めします。
- ※前年度に市・県民税の申告をした人へ、1月下旬に市・県民税申告用紙を送付します。

5. 確定申告および市・県民税申告の際に必要なもの

あなたの所得	必要なもの（収入支出関係書類および所得控除を受けるために必要な書類）
事業所得	収支内訳書（収入および支出を明らかにできるもの）
農業所得	
不動産所得	
配当所得	各支払者からの支払通知書
給与所得	給与所得の源泉徴収票の原本
雑所得	公的年金等の源泉徴収票の原本、支払通知書の原本などのその所得を証明する書類
一時所得	支払通知書の原本などのその所得を証明する書類

共通して必要なもの

- ▷ 印鑑（認印）
- ▷ 還付申告をする人は、還付金の振込先の分かるもの（通帳など）
- ▷ 各種控除を受ける場合は、国民健康保険税、介護保険料、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの控除に係る証明書、寄附金の受領証などの控除を受けるための金額を証する書類

※申告内容により、このほかに書類が必要となる場合があります。

特定の控除を受ける場合の注意点

- ▷ 医療費控除を申告する場合は、年間の支払額を集計した明細書を事前に作成してお持ちください。
- ▷ 寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領書などに記載された氏名の本人のみが控除を受けられます。

問合せ先 確定申告の相談…鈴鹿税務署（☎059-382-0351）
市・県民税申告の相談…財務部税務室（☎84-5011）